

市民説明会資料

茅ヶ崎市は保健所政令市への 移行準備を進めています

平成26年7月24日(木) 10時より

7月30日(水) 18時30分より

8月 3日(日) 10時より

会場：市役所分庁舎6階コミュニティホール



茅ヶ崎市では、市民のみなさまの健康を守り、さらに増進させるため、現在は**神奈川県**が設置・運営している**茅ヶ崎保健福祉事務所（県保健所）**が担っている地域保健・公衆衛生業務を引き継ぎ、**平成29年4月**に、市が自ら保健所を設置・運営する「**保健所政令市**」へ移行することを目標に準備を進めています。

本日の説明会では、本市が「**保健所政令市**」への移行準備を進めるうえでの基本的な考え方をお示しする「**茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画（素案）**」の考え方をご説明いたします。

保健所を設置する自治体の状況

○ 保健所を必置とされている自治体（平成26年4月現在）

	都道府県	指定都市	中核市	特別区
該当自治体数	47	20	43	23
県内	神奈川県	横浜市、川崎市 相模原市	横須賀市	—

【根拠法令】 地域保健法第5条第1号

☆ 保健所政令市（平成26年4月現在）

小樽市、呉市、佐世保市、大牟田市、**藤沢市**、八王子市、四日市市、町田市

【根拠法令】 地域保健法施行令第1条第3号

保健所を設置
している自治
体にも二種類
あるぞよ

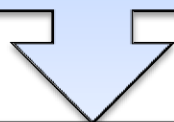


茅ヶ崎市は、
保健所政令市
を目指してい
るのネ

本市が保健所政令市を目指す経緯

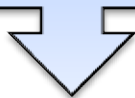
＜平成25年2月＞

県が「緊急財政対策の取組状況」を公表。茅ヶ崎保健福祉事務所（茅ヶ崎一丁目：以下「県保健所」）は、神奈川県衛生研究所（下町屋一丁目）内への移転を検討とされる。



＜平成25年8月＞

市が自ら保健所を設置・運営する保健所政令市への移行を目指すことを県に要望



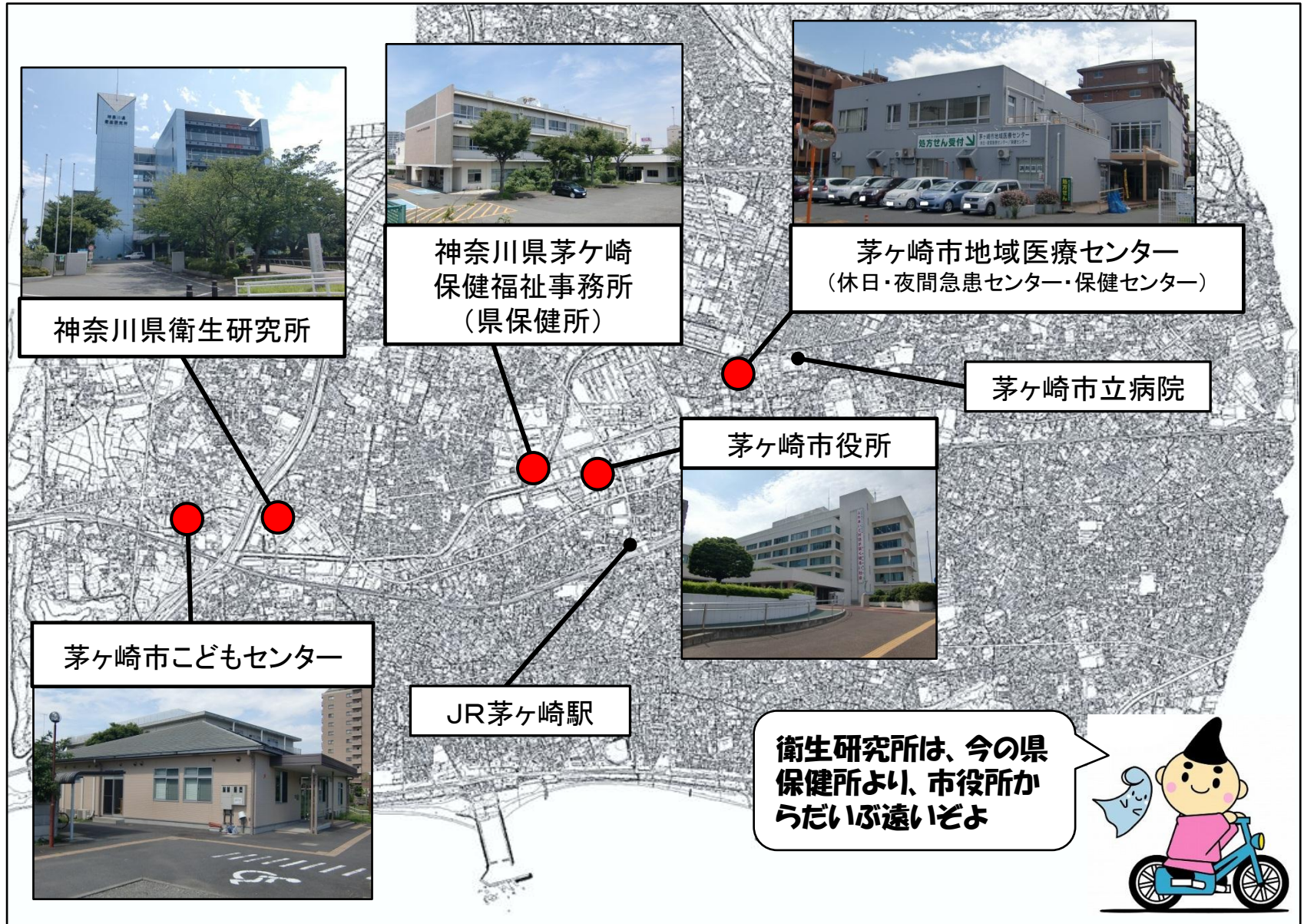
当面、県が「県保健所」の運営を現在地で継続することとなる

中心市街地から離れることになるので、利用者である市民のみさまの利便を損なう恐れもあったぞよ



市役所周辺の行政拠点地区から離れることで地域保健行政の連携に影響が出る恐れがあったワ

関連する施設の位置関係は？



「だれもがいつまでも健康で 安心して暮らせるまち」へ

市民のみなさまの健康を守り、さらに増進させるため、
よりきめ細やかで迅速な保健サービスを提供するとと
もに、公衆衛生を向上させることを目指し

**茅ヶ崎市は平成29年4月を目標に
保健所政令市への移行準備を進めています**



本市の地域保健行政の現状と課題

(1) 保健センター

昭和56年に茅ヶ崎市地域医療センター(本村五丁目)の2階部分に整備され、乳幼児の健康診査や相談・教室など、市民に身近な対人保健サービスを提供しています。

<課題>

市役所からの距離(自転車又は自動車約10分、徒歩約20分)

保健センターと「県保健所」との迅速な連携

乳幼児を連れた来所に不便(エレベーターがない。駐車場の台数が16台と少ない)



(2) 健康危機管理

<課題>

これまで以上に迅速かつ正確な情報収集

平常時からの国や県などの関係機関との協力体制の構築

市立病院など各医療機関との連携の強化

広域的な地域医療体制の整備

感染症の流行などの健康
危機への対応が、後手に
回ってしまったら大変ぞよ



平常時からの取り
組みが大切なのネ

(3) 保健師の業務

保健師は、疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う役割を担っています。平成22年4月の組織改正により、現在は27名の保健師が4部7課に分散配置されています。

<分散配置の効果>

各分野での専門的な視点による健康課題への対応

活動範囲の拡大と健康施策への関与

各種ネットワークの構築等

<分散配置の課題>

ライフステージを通じた健康課題への対応や家族単位の支援

災害時活動や実習生の受入れ等の横断的な対応の調整

保健師の資質の向上に資する現任教育の場の確保等

(4) 療育相談

こどもセンター(今宿444番地2)と家庭児童相談室(市役所内)は、未熟児の訪問指導や乳幼児健康診査などを通じて保健師が把握した養育上の課題に対応するためには、母子保健、精神保健及び児童福祉が緊密に連携することが不可欠です。

<こどもセンターの課題>

市役所からの距離(茅ヶ崎駅からバスと徒歩で約15分)



利用者の利便性だけでなく、本市や各関係機関との業務上の連携に課題

将来的には、こどもセンターや家庭児童相談室、母子保健事業を所管する課は、近接した場所で、連携して業務を行うことが理想ぞよ

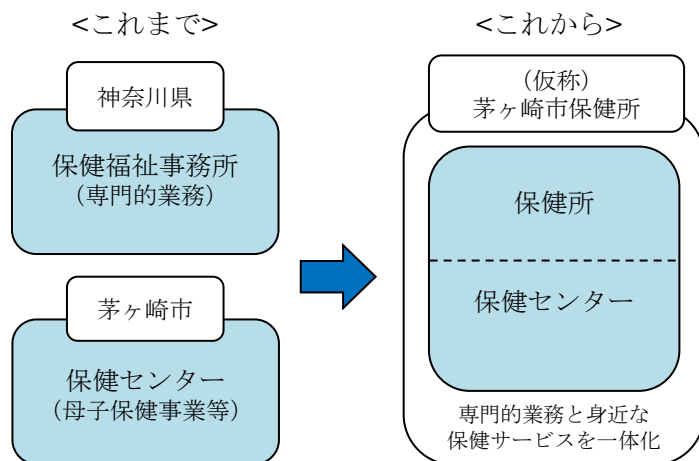


地域保健行政にも、いろいろと課題があるのね
茅ヶ崎市が保健所政令市になると何が変わるのかしら

何が変わるの？ 保健所政令市に移行する意義

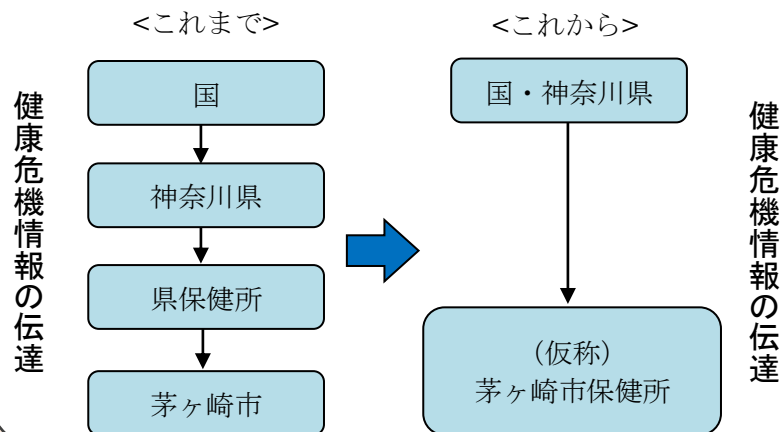
① 保健所と保健センターの機能を一体化

疾病予防や健康増進、公衆衛生等に関する保健所の専門的な業務機能と、乳幼児の健康診査や教室等で市民に身近な保健センターの機能を一体化することで、総合的な保健サービスを提供する体制が整備されます。



② 迅速・的確な健康危機管理体制の構築

食の安全や感染症などの健康危機等に関する重要な情報が、神奈川県を經由せずに国から直接入手できるものが増えることから、情報の伝達が早くなり、初動体制の整備と地域への周知に迅速・的確に対応できるようになります。



③ 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進

これまで県と市が分担して行ってきた業務を一体化することができます。そのため、本市の総合計画や様々な個別計画と整合を図ることが容易になり、地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進できるようになります。

④ 自主的・自立的な市政の推進

保健所政令市に移行することにより、これまで様々な分野で進められてきた県から市への権限移譲の取り組みをさらに進め、新たな権限と責任に基づき、より自主的・自立的な市政の推進を図っていきます。

4つのポイントぞよ



保健所政令市の業務と組織 ①

○ 地域保健法に基づき保健所が行う業務(主なもの)

食品衛生	飲食店営業や食品製造・販売等の許可、食中毒の調査など
環境衛生	理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プール等の営業許可など
医事・薬事	病院・診療所・薬局等の開設許可、医師免許等の申請受付・交付(経由事務)等
感染症予防	エイズ相談、HIV抗体検査、B・C型肝炎血液検査、結核予防など

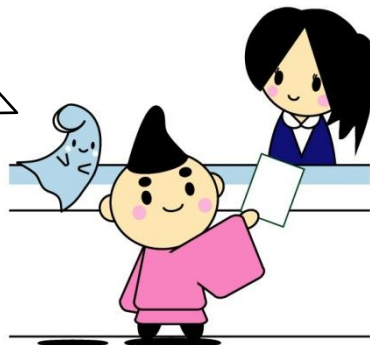
茅ヶ崎市が保健所政令市になると...

法令に基づき、県から市や市長などに権限移譲される業務は74項目(見込み)

神奈川県「事務処理の特例に関する条例」により権限の移譲を受ける事務

【根拠法令】 地方自治法第252条の17の2

住民にとって一番身近な基礎自治体である市が事務を行うことで、保健所がより身近になるかもしれないワ



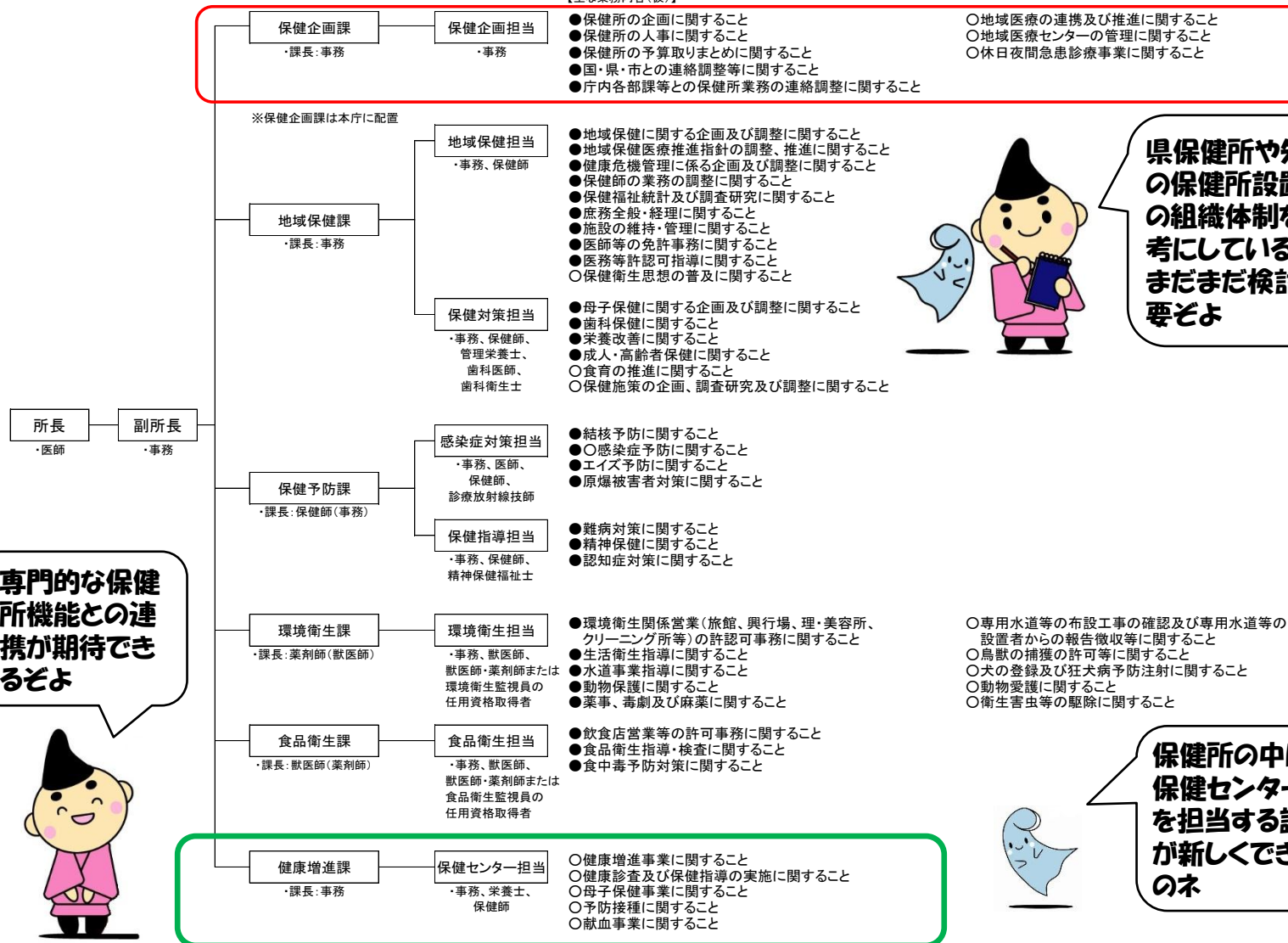
法令に基づき移譲される74項目など、移譲される業務を細かく分類すると1,700近くの事務があるので、円滑な引き継ぎを行わないといけないぞよ

保健所政令市の業務と組織 ②

(仮称) 茅ヶ崎市保健所の組織体制 (イメージ)

● = 神奈川県に移譲業務 ○ = 茅ヶ崎市の既存業務

【主な業務内容(仮)】



県保健所や先進の保健所設置市の組織体制を参考にしているけど、まだまだ検討が必要だよ

専門的な保健所機能との連携が期待できるぞよ

保健所の中に保健センターを担当する課が新しくできるのね

保健所政令市移行に伴う職員体制 ①

保健所の業務を行うために必要な職種

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者など

【根拠法令】 地域保健法施行令第5条



職員の確保

保健所業務は、専門的な知識や技術、経験等が必要な分野が多い

業務執行の習熟には一定の期間が必要

新規職員採用開始は、平成27年度から



人材の育成

<移行前>

市職員の県保健所等での実地研修

<移行後>

業務の円滑な移管のため、県からの職員派遣等の人的支援

市職員の計画的な育成

保健所政令市移行に伴う職員体制 ②

現在の「県保健所」で保健所業務を担っている職員数

42人

県の本課で行っている業務に相当する業務を担う職員数

3人

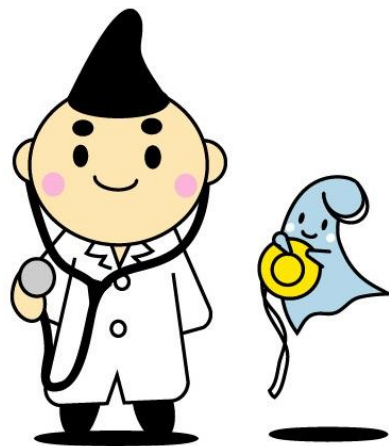
保健センターや環境分野等、これまでも市が行ってきた業務を担う職員数

34人

(仮称)茅ヶ崎市保健所に必要な職員数の見込み 79人程度

※ 職員数につきましては、今後、県との調整を進める中で詳細な検討を行い、事務事業の体系を整理したうえで決定します。

これまで市にはいなかった職種や、市職員が経験したことがない業務が多いので、人材の確保や育成がとても重要になるぞよ



保健所と保健センターが一体化するから市の既存の組織から保健所に異動する職員もいるのネ

施設の活用等について



茅ヶ崎保健福祉事務所（県保健所）

現在の県保健所は、昭和46年4月1日に神奈川県により運営が開始されて以来、改修を重ねながら施設の維持管理が行われてきましたが、現時点で築42年以上が経過しております。

保健所政令市移行にあたっては、県保健所の施設を活用する方向で検討中



県保健所の施設修繕などの面で、県にも協力を仰ぎながら、中長期的視野に立ち、施設の将来像についての検討・協議を進めます。

市では県保健所の施設を活用することを検討しているぞよ



市民のみなさんに快適に利用してもらえよう、神奈川県には施設の修繕をお願いするのネ

財政計画について①



保健所運営経費は、地方交付税により措置される



4億円程度の基準財政需要額の増額見込み(平成25年度基準での試算)

毎年度1千万円程度の手数料収入(環境衛生手数料、免許交付手数料等)

市町村移譲事務交付金(県支出金)

県の「事務処理の特例に関する条例」により、県知事が行う事務の一部を本市が処理すると市町村移譲事務交付金の対象になるのネ



保健所運営経費の補助金は、平成6年度からすべて一般財源化されて、地方交付税による措置になっているぞよ

財政計画について②



☆ 事業費の見込み

ベースとなる事業費は約8千万円（「県保健所」の24年度決算）

上記の「県保健所」の決算に含まれていない「経常経費」

- ① 衛生検査業務の委託費用として約2千万円
- ② 保健所業務システムや職員が使用するパソコン等に要する経費として約3千5百万円

施設使用料（「県保健所」の庁舎を活用することになった場合）

☆ 人件費の見込み

純増となる職員給与費（45人分）は約3億8千万円の見込み

条例・規則などの整備

保健所政令市への移行に伴い、法律に基づき制定または改正を行う必要がある条例や規則等の数は**50以上** ありと見込んでいます。

【主なもの】

- ① 保健所設置条例の制定
- ② 附属機関の設置条例などの制定・改正
- ③ 保健所設置市の市長や県知事から事務を委任するための規則の制定
- ④ 許認可などの手数料徴収のための茅ヶ崎市手数料条例などの改正

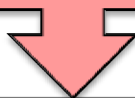
新しい仕事をはじめる
ためには条例や規則な
どの整備をきちんとし
ておかないといけない
のヨ



これから整備が必
要な条例や規則が
たくさんあるぞよ

保健所政令市に移行するまでのスケジュール

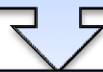
26年7～8月 市民説明会の開催・パブリックコメントの実施



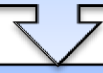
26年10月 茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画の策定



26年11月(予定) 神奈川県と保健所政令市移行に係る覚書を締結



28年1～2月 国(厚生労働省)に協議資料を提出



28年10月 保健所政令市移行について閣議決定



29年4月 保健所政令市に移行し、市保健所を開設

パブリックコメントの実施について

市では、本日資料配付いたしました「茅ヶ崎市保健所
政令市移行基本計画（素案）」をよりよいものにするた
め、パブリックコメントを実施いたします。

【応募期間】 8月5日（火）～9月3日（水）

市民のみなさまからのたくさんのご意見・ご提案をお
待ちしております。

市民のみなさまの
ご意見・ご提案を取
り入れて、よりよい計
画を策定するぞよ



「茅ヶ崎市保健所
政令市移行基本計
画」はまだ決定し
たわけではないのネ

**本日はご静聴いただき、
誠にありがとうございました。**



【事務担当課】

**茅ヶ崎市保健福祉部保健福祉課
保健所準備担当**

【電話】 0467(82)1111 内線3392-3